

2021年 自由人権協会大阪・兵庫 自由人権協会京都 関西合同例会

被疑者・被告人の身体拘束をめぐる 問題～「人質司法」の打破をめざして

日本では、諸外国と比べて逮捕・勾留された被疑者の身体拘束期間が長く、起訴まで23日間拘束されることが常態となっています。また、起訴後も保釈されない限り、判決まで身体拘束が続き、数ヶ月から1年近くかかることもあります。このような長期間の身体拘束は、著しい自由の侵害を伴い、「人質司法」と呼ばれています。

その中で健闘する刑事弁護士から問題点と展望を伺います。多数のご参加をお願いします。

◆ 講師プロフィール ◆

○弁護士 水谷恭史(みずたに・きょうじ)大阪弁護士会所属(修習期:新61期)

1996年 大阪大学人間科学部 卒業 同年 毎日新聞社 入社(記者職)

阪神支局、松江支局、大阪本社社会部で刑事事件、裁判、震災復興、地方自治・行政、国政・地方選挙、原発等の取材を担当

2003年 毎日新聞社 退社

2007年 京都大学法科大学院 修了

2008年 弁護士登録 高階法律事務所に入所

2015年 しんゆう法律事務所に入所 現在に至る

日弁連 取調べの可視化本部委員 近畿弁護士会連合会 刑事弁護委員会副委員長

大阪弁護士会 刑事弁護委員会副委員長、取調べの可視化・弁護士立会大阪本部事務局次長

著書・論文

「コンメンタール可視化法 改正刑訴法301条の2の読解と実践」共同執筆 現代人文社2017年ほか

○弁護士 藤原 航(ふじわら・わたる)大阪弁護士会所属(修習期:62期)

2006年3月 大阪大学法学部卒業

2008年3月 関西学院大学司法研究科卒業

2009年に弁護士登録(大阪) 堺筋共同法律事務所入所

大阪弁護士会刑事弁護委員会 捜査・公判実務部会員

大阪弁護士会における準抗告申立強化運動の責任者である。

著書・論文「身体拘束解放マニュアル(捜査編)」分担執筆 大阪弁護士共同組合発行 2017.3ほか

●日時 2021年11月27日(土)
14時30分～16時

●講師 水谷 恭史 弁護士
藤原 航 弁護士

●ウェブでの開催となります。参加ご希望の方はメールにてお申し込み下さい(先着100名)。当日までに返信メールにて、接続先URLをご案内します。

申し込み先

YQW10767@nifty.com

主催:自由人権協会大阪・兵庫

http://www.ki.rim.or.jp/~jclu_oh ◆Tel 06-6364-3051 / Fax 06-6364-3054